

# 確定申告の時期が やってきました 申告は期限内に済ませましょう

## 所得税などの 確定申告

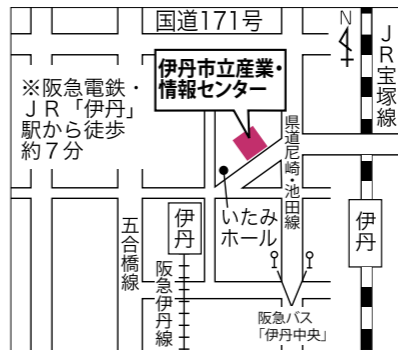
国税庁ホームページ  
URL=<http://www.nta.go.jp/>  
伊丹税務署 ☎ (779) 6121

26年分の確定申告会場が2月9日(月)から3月16日(月)午前9時～午後5時まで、伊丹市立産業・情報センター(下図)に設けられます。混雑状況により、時間は早めに締め切られることもあります。また、会場周辺には申告会場専用の駐車場がありません。公共交通機関を利用してください。市役所7階会議室では、2月3日(火)から6日(金)午前9時～午後4時まで、作成済みの申告書などの受け付けと用紙の交付のみを行います。申告相談などは同センターへ。  
伊丹税務署では2月9日(月)から3月16日(月)まで、申告相談は行いません。作成済みの申告書などの受け付け、納税、納税証明書の発行と用紙の交付のみを行います。

確定申告会場(会場へは公共交通機関の利用を)

会場	対象	日時
伊丹市立産業・情報センター	所得税及び復興特別所得税、消費税、贈与税など	2月9日(月)～3月16日(月) (土・日を除く。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は開設します) 午前9時～午後5時

※混雑の状況により、開設時間にかかわらず受け付けを締め切る場合があります。



■確定申告書は自分で作成して期限内に  
確定申告書は、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp/](http://www.nta.go.jp/))の「確定申告書作成コーナー」で作成

## 市・県民税の申告

所得税及び復興特別所得税の確定申告をする人は申告の必要はありません。昨年に市・県民税の申告をした人や国民健康保険税や後期高齢者医療などの申告が必要と思われる人に2月2日(月)に申告書を発送します。期限までに提出してください(郵送可)。公的年金などの収入金額が400万円以下で公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下の人は、所得税及び復興特別所得税の還付を受ける場合を除き所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出は不要ですが、市・県民税の申告書の提出が必要になる場合があります。

なお、国民健康保険・後期高齢者医療に加入している人で収入がない人も、保険料(料)の軽減を受けることが

し、e-Tax(国税電子申告・納税システム)からインターネットで提出するか、印刷して郵送してください。申告書の控えに税務署の受け付け印が必要な場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

■所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な人  
25年・49年の各年分は、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告が必要な人は次の通りです。

【給与所得者】  
26年中の給与の収入金額が2000万円を超える人▽給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人▽給与を2カ所以上から受けている人▽事業所得、不動産貸付収入のある人、土地・建物・株式などを売った人

【事業所得、不動産所得などがある人】  
26年中の所得金額の合計が、所得税除(基礎控除、配偶者控除など)の合計を超える人

【年金所得がある人】  
公的年金などの収入金額が400万円を超える人、または公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超える人、所得

得が20万円を超える人、所得税の還付を受ける人

■復興特別所得税の記載漏れにご注意  
所得税及び復興特別所得税の確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税欄(所得税の2.1%)の記載漏れのないようご注意ください。

■所得税及び復興特別所得税の還付申告  
給与所得者などで、所得税及び復興特別所得税の申告義務のない人でも、次のような場合は、申告すれば所得税及び復興特別所得税が還付されることがあります。

▼年末調整で、配偶者特別控除や生命保険料控除などの所得控除の申告をしなかった人

▼源泉徴収されたサラリーマンで、年途中で退職し、年末調整を受けていない人

▼源泉徴収された人で、「医療費控除」、「住宅借入金等特別控除」、「雑損控除(災害、盗難などで資産に損害を受けた場合)」などを受ける人

▼退職所得がある人で、退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる場合など

できますので申告をしてください。

■市・県民税の申告が必要な人と受け付け場所  
市・県民税(国民健康保険税・後期高齢者医療を兼ねる)の申告を2月3日(火)～3月16日(月)(原則土・日曜日・祝日を除く)午前9時～午後5時半、次の場所で受け付けます。収入が以下の①②に該当する人は市役所2階の市民税課 ☎(740) 1132へ。収入がなかった人は、同一階の国民健康保険課 ☎(740) 1170

へ。なお、確定申告の相談・受け付けは行いません。

①27年1月1日現在、市内在住で次に該当する人

▼26年中に事業、不動産、配当(未上場など)などの所得があった人

▼給与所得者▽日給、家事手伝い、その他の理由で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されない人▽給与所得以外に家賃、年金、配当(未上場など)などの所得があった人▽26年中に中途退職し、再就職していない人▽配当所

得(未上場など)がある人で、所得税及び復興特別所得税の確定申告をしなかった人▽雑損、医療費控除などを受けようとする人

▼年金・恩給などの公的年金の受給者▽公的年金などの所得以外に、家賃、配当(未上場など)、給与などの所得があった人▽社会保険料、医療費などの諸控除を受けようとする人

②27年1月1日現在、市外在住で、市内に事務所や事業所、家屋敷がある人

得(未上場など)がある人で、所得税及び復興特別所得税の確定申告をしなかった人▽雑損、医療費控除などを受けようとする人

▼年金・恩給などの公的年金の受給者▽公的年金などの所得以外に、家賃、配当(未上場など)、給与などの所得があった人▽社会保険料、医療費などの諸控除を受けようとする人

②27年1月1日現在、市外在住で、市内に事務所や事業所、家屋敷がある人

還付申告センター

会場	開設日時 (土・日、祝日を除く)
JR「北新地」駅前会場 (同駅東改札口すぐ 大阪駅前第2・第3ビル 間地下歩道)	2月3日(火)～27日(金) 午前9時半～午後4時
宝塚会場 (阪急電鉄「逆瀬川」駅前 「アピシア1」5階 アピシアホール)	2月3日(火)～13日(金) 午前9時半～午後4時

### 国保・後期高齢者医療制度の加入者は

国民健康保険・後期高齢者医療の加入者で配当所得・株式譲渡所得がある場合、源泉徴収のみで納税を終わらせるか、確定申告を行うかを選択できる場合があります。

源泉徴収のみで納税を終わらせる場合は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定対象となりません。しかし、確定申告を行うと合計所得金額に加算されるため、保険料(料)の算定対象となります。詳しくは国民健康保険課 ☎(740) 1170、医療助成・年金課 ☎(740) 1108へ。

### 保険税など納付済額のお知らせ

希望者に、26年1月から12月までの1年間に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせを送ります。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は市役所1階の保険収納課 ☎(740) 1177で、介護保険料は同1階の長寿・介護保険課 ☎(740) 1148で登録の申し込みをしてください(市ホームページからも可)。登録済みの人には、来年度以降についても送付します。申し込み時に被保険者氏名、生年月日、それぞれの保険の通知書番号、被保険者番号が必要です。

このお知らせは、川西市に納付した分のみが記載されています。転出・転入した人は注意してください。詳しくは各課へ。